

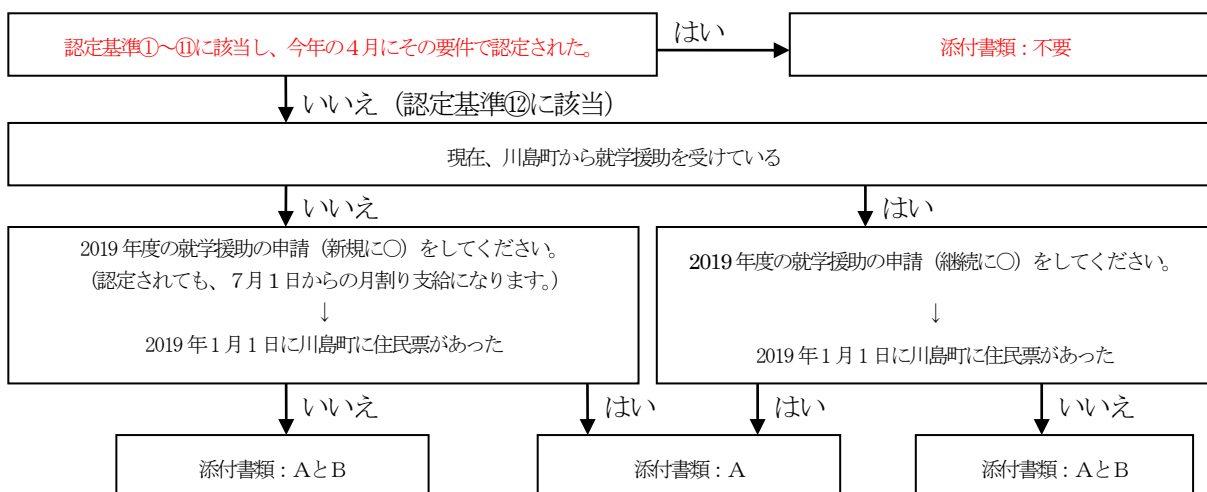
**援助内容** ※ 認定された場合、申請月から支給対象となります。

援助費目	支給金額（年額）				支給時期	備考
	小学校		中学校			
	1年生	他学年	1年生	他学年		
学校給食費	実費額				保護者口座からの引き落としが免除	
学用品費	11,420円		22,320円		1学期分 ⇒ 8月末	認定者には、(年額) / 12 × 該当月数分を支給
通学用品費	—	2,230円	—	2,230円	2学期分 ⇒ 12月末	
					3学期分 ⇒ 3月末	
新入学学用品費	40,600円	—	47,400円	—	2月～4月	3月又は4月認定の1年生のみ
校外活動費(宿泊あり)	実費額：上限3,620円		実費額：上限6,100円		実施した学期毎に支給	交通費、見学料のみ対象
校外活動費(宿泊なし)	実費額：上限1,570円		実費額：上限2,270円			
修学旅行費	実費額：上限21,490円		実費額：上限57,590円		実施した学期に支給	対象経費(全員が均一に支払った費用)のみ実施後に振込み。
★体育実技用具費(柔道)	—		実費額	—	購入した学期に支給	
★生徒会費	—		実費額		1学期分 ⇒ 8月末	認定者には、(年額) / 12 × 該当月数分を支給
★PTA会費	実費額		実費額		2学期分 ⇒ 12月末	
					3学期分 ⇒ 3月末	
中学校新入学生徒通学用自転車購入費	—		実費：上限18,000円	—	5月末	4月認定の1年生のみ 領収書が必要となります。
医療費	実費額（トラコーマ、結膜炎、白癬(水虫)、疥癬、臍か疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎(ちくのう)、アデノイド、う歯(むし歯)の治療に限ります。）				医療券の交付(窓口での支払いなし)	認定基準①に該当する認定者のみ。(認定基準①に該当しない方は、「子育て支援医療費」をご利用ください。)

★平成27年度より、援助費目に追加

(注) 認定されても、学校の集金を必ず払ってください。

◆ 添付書類の確認



添付書類 A については、該当する書類がある場合のみ任意で提出。(提出がない場合は、審査に反映されません。)

A：(1)住まいの賃貸借契約書(契約期間、家賃金額、契約の取り交わし印のある部分)の写し

(2)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金証書の写し

B：2019年1月1日の住民登録地の自治体で発行される「2018年1月1日～12月31日分の所得証明書」※

※Bの所得証明書は、2019年に中学校を卒業した方以上の年齢の方、全員の分が必要となります。

なお、2019年6月以後の発行となります。取り寄せる場合は、事前に該当の市町村にお問合せください。